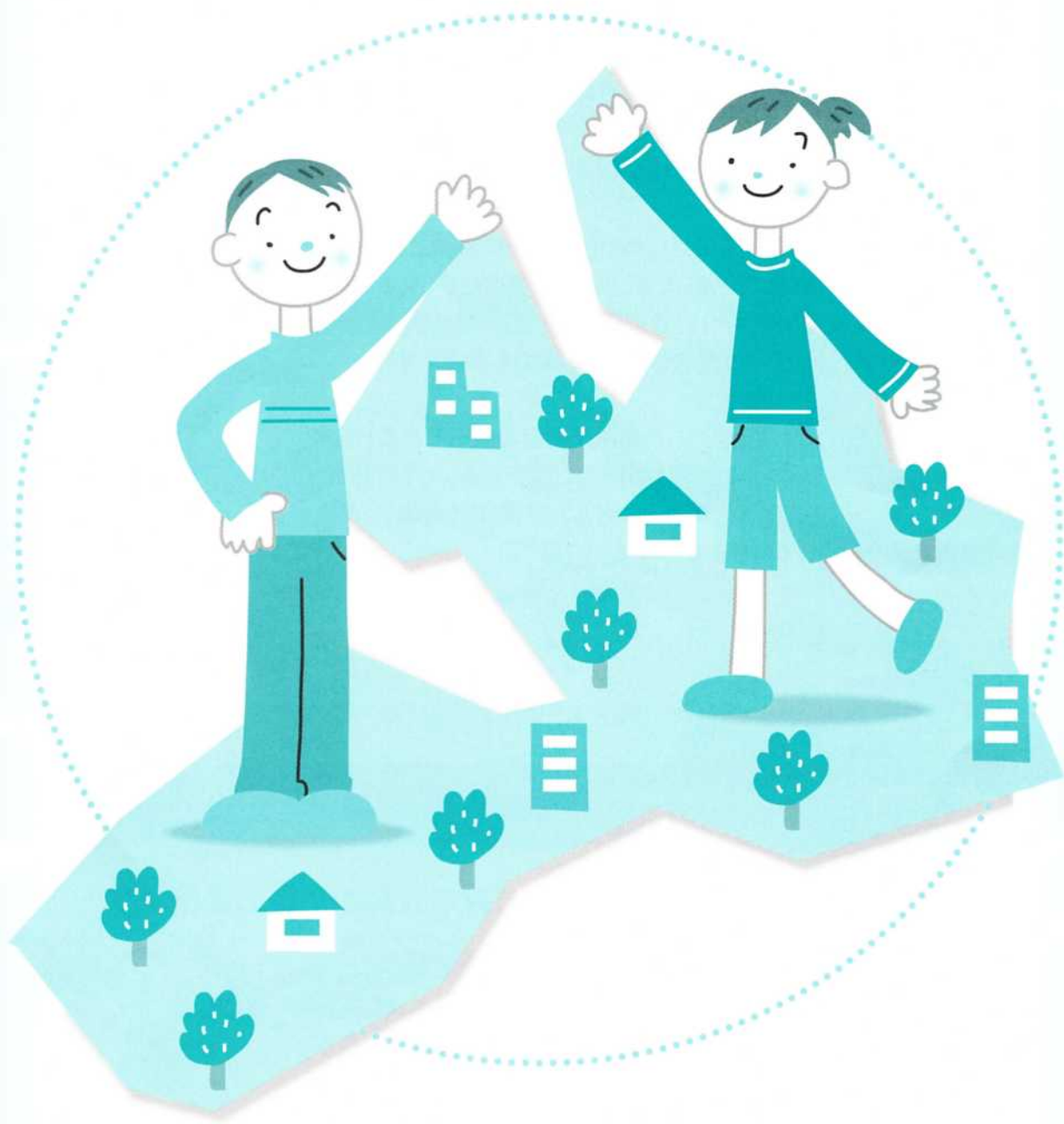


志木市男女共同参画推進条例



埼玉県・志木市

志木市男女共同参画推進条例の目指すもの

少子高齢化社会を迎え、子どもから高齢者まですべての市民が生き生きと暮らせる志木市にするためには、男性も女性も互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することの出来る男女共同参画社会の実現が重要かつ緊急な課題となっています。

国では、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の最重要課題と位置づけ「男女共同参画社会基本法」を平成11年6月に制定し、埼玉県でも平成12年4月に全国の他の自治体に先がけて「埼玉県男女共同参画推進条例」を施行し、現在、男女共同参画社会の形成に向けて社会のあらゆる分野における取り組みを総合的に推進しています。

これまで、志木市においても長年にわたり男女共同参画社会を推進する施策を積極的に展開してきましたが、実際は「男は仕事、女は家庭」といったいわゆる固定的性別役割分担意識や一方の性に偏った影響を及ぼす制度・慣行などがいまだに存在しているのも事実です。

このため、志木市の特性を生かした志木市独自の条例である「志木市男女共同参画推進条例」を平成14年6月に制定しました。今後は、この条例に基づき市民・事業者等のみなさんと連携・協力しあい、男女共同参画社会を目指していきます。

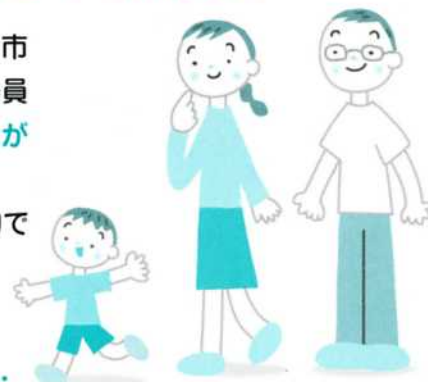


条例の特徴

～市民のみなさんがつくった 市民のみなさんのための条例です～

この条例の最大の特徴は、市民委員会や広聴集会などから得た市民のみなさんの声を基に、市民のみなさんを中心とした条例検討委員によって策定された素案を最大限に尊重した点にあり、まさに**市民がつくった市民のための条例**といえます。

また、内容も単に理念だけを規定しているのではなく、より具体的で実効性のあるものとなっています。



主な条文の解説

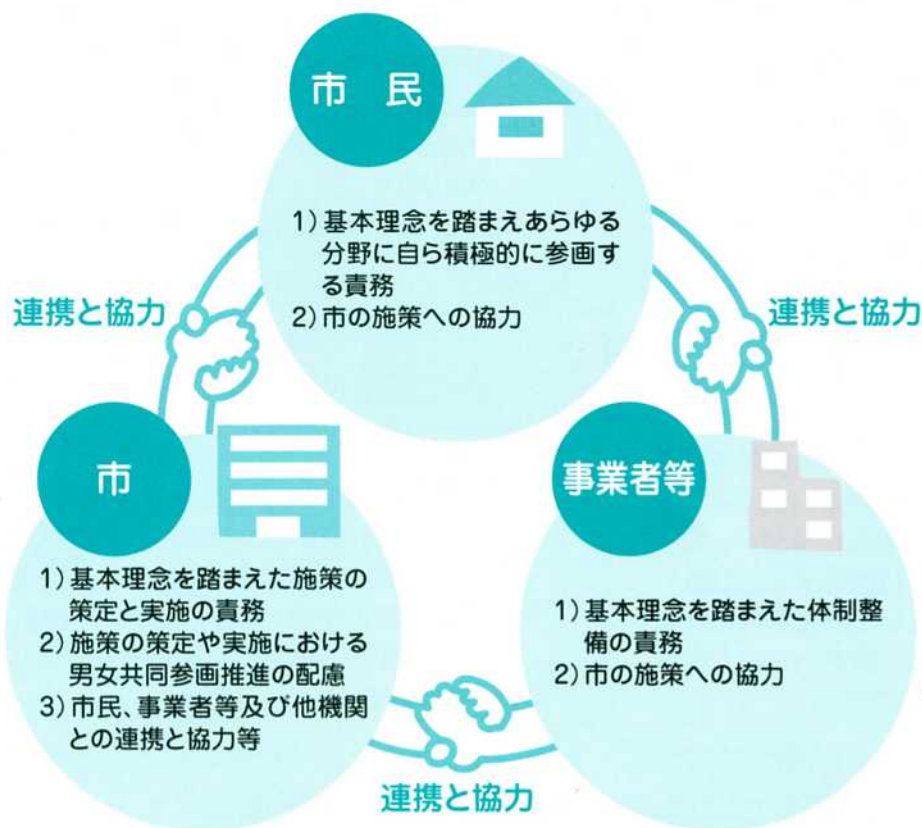
基本理念(第3条～第8条)

第3条から第8条までは男女共同参画社会の推進についての6つの基本理念が示されています。これらの基本理念は、市民、事業者等^(注1)、市が互いに連携し、協力しあい第9条から第11条まで定められている責務や基本的施策を果たすうえで基本となる考えです。

- 1) 男女の人権の尊重
- 2) 社会における制度や慣行についての配慮
- 3) 政策等の立案や決定への共同参画
- 4) 家庭生活における活動や社会生活における活動への共同参画
- 5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 6) 国際的協調

責務(第9条～第11条)

第9条から第11条までは、市民、事業者等、市の責務について定められています。これらは基本理念を受け、それぞれが連携・協力しあい男女共同参画社会の推進に向け果たすべき役割について定めたものです。



(注1) 事業者等とは市内において事業を行う法人及びその他の団体をいう(町内会やPTAなども含まれます)

志木市男女共同参画推進条例の仕組み

基本理念 (第3条～第8条)

責 務 (第9条～第11条)

志木市	市 民	事業者等
-----	-----	------

基本的施策等 (第14条～第27条)

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| 1) 基本計画の策定 | 8) 拠点施設の整備 |
| 2) 推進体制の整備 | 9) 公共施設等における環境の整備 ② |
| 3) 積極的格差是正措置 ① | 10) 男女共同参画推進のための教育及び学習の支援 |
| 4) 普及啓発 | 11) 家庭生活等と職業生活の両立支援 |
| 5) 事業者等及び市民の活動に対する支援 | 12) 男女共同参画推進月間(6月) ③ |
| 6) 苦情の申出への対応 | 13) 調査研究 |
| 7) 相談の申出への対応 | 14) 年次報告 |

主 な 内 容

① 審議会等の委員の 男女比率について(第16、30条)

具体的数値を規定

審議会等	40%
男女共同参画審議会	50%

② 男女共同参画の視点に立った 公共施設等の環境整備(第22条)

市が設置または管理している公共施設等において、特に子育て中の男女の社会活動への参加を促進するための環境整備に配慮していきます。

③ 男女共同参画推進月間(6月)の創設

毎年6月を男女共同参画推進月間とし、男女共同参画社会の実現に向けた各種推進事業を特に重点的に展開していきます。

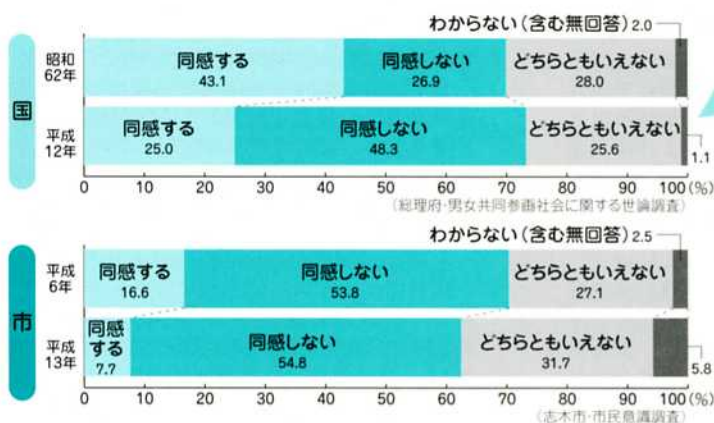
志木市における男女共同参画社会の実現



男女共同参画社会推進の必要性

1 性別役割分担意識の変化

■「男は仕事」、「女は家庭」という考え方に同感しますか？



国の法律や制度が整い、市内においてもさまざまな取り組みが進められ、一人ひとりの意識も確実に変化してきています。特に、国の調査によると、昭和62年と平成12年では、「同感する」と「同感しない」の割合が逆転したことがわかります。また、志木市民の意識も、だいぶ変化してきてはいますが、いまだに性別による役割分担にこだわる人もおり、今後も推進施策の取り組みが必要だと言えます。



2 少子化は本当に進んでいるの？

■合計特殊出生率の推移

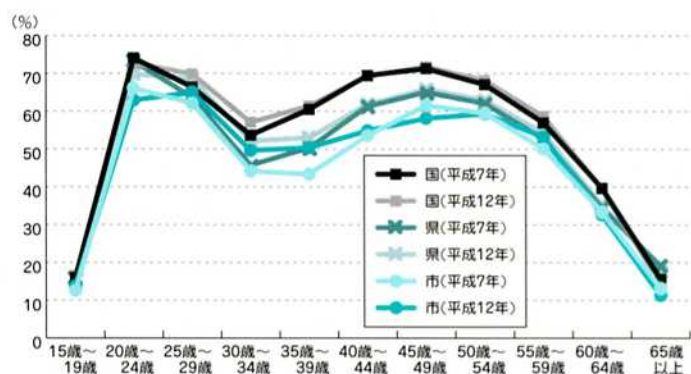


合計特殊出生率とは、一人の女性が生涯を通じて産む子ども数の平均人数のことで、志木市の場合は、1.19人(平成12年)で国の平均を大きく下回っており、少子化の傾向が一段と強いことがうかがえます。



3 職場に多い20代と40代の女性たち

■女性の年齢階級別労働力率



このグラフは、15歳以上の女性の総人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)比率を年齢階級別に表わしたもので、30代前半が大きく落ち込んでM字型になっていることから、M字型曲線とも呼ばれています。これによって、結婚や出産によって離職し、子育て後に再就職をする日本女性のライフスタイルの特徴がうかがえます。特に、志木市の女性の場合は、結婚、出産を機に職を離れ、家庭に入る傾向が一段と高いことがいえます。

なお、このようなM字型曲線は、男性の場合には見られず、アメリカ、ドイツ、フランス、スウェーデンなどにおいては、女性の場合もこのような傾向は見られません。

志木市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第13条）

第2章 基本的施策等（第14条―第27条）

第3章 志木市男女共同参画審議会（第28条―第30条）

第4章 雑則（第31条）

附則

我が国における男女平等の実現に向けた様々な取組は、個人の尊重と法の下での平等がうたわれた日本国憲法の下、国際社会における取組と連動しつつ着実に進められてきている。

志木市においても、昭和62年に策定した「志木市婦人問題行動計画」や平成8年に策定した「しき・女と男のハーモニープラン」に基づき、市の特性に応じた様々な施策が市民と一体となって積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として存在し、真の男女平等の達成にはいまだに多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化や国際化、情報化など、急激な社会経済情勢の変化に対応した新しい価値観の創造が求められている。

更に、首都近郊のベッドタウンとして急速に発展してきた本市では、出産及び子育て期の女性が本人の希望に反して就労の場から離れざるを得ない状況も多く、家庭生活や雇用分野における男女共同参画の推進が強く求められている。

今後、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場において、男女が互いの人権を尊重しつつ、対等なパートナーとして、自らの意思で責任と役割を果たしていくことこそが、本市における重要課題である。

このような認識から、ここに、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、事業者等及び市民の将来にわたる責務を明らかにし、本市における男女共同参画社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第1章 総則

●目的

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者等及び市民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

●定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者等 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって、その者に不利益を与えることをいう。

(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等から受ける身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

●男女の人権の尊重

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女共に個性が

尊重され、能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

●社会における制度又は慣行についての配慮

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

●政策等の立案及び決定への共同参画

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業所等の事業活動における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

●家庭生活における活動と社会生活における活動への共同参画

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、地域その他の社会生活における活動について対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

●生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

第7条 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解をし、妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持及び自己決定が尊重されることを旨として、行われなければならない。

●国際的協調

第8条 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

●市の責務

第9条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の実現についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、事業者等及び市民と協力するとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

4 市は、男女共同参画に関する施策を推進するために必要な財政上等の措置を講ずるものとする。

●事業者等の責務

第10条 事業者等は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

●市民の責務

第11条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

●性別による人権侵害の禁止

第12条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場における直接的又は間接的な性別による差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント

(3) 家庭等あらゆる場面におけるドメスティック・バイオレンス

●市民に表示する情報に関する留意

第13条 何人も、市民に表示する情報において、性別による固

定的な役割分担及び配偶者等に対する暴力行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

●基本計画

第14条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、男女共同参画の推進に関する基本的な目標及び目標を達成するための施策の大綱を定めるものとする。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、志木市男女共同参画審議会に諮問するとともに、事業者等及び市民の意見が反映されるよう努めなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

●推進体制

第15条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び促進するため必要な体制を整備するものとする。

●積極的格差是正措置

第16条 市は、家庭、職場、学校、地域社会等あらゆる場における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者等及び市民と協力し、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女いずれか一方の委員の数は委員総数の10分の4未満にならないよう努めるものとする。

●普及啓発

第17条 市は、事業者等及び市民の男女共同参画に関する理解を深めるため、情報提供、広報活動等の普及啓発、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

●事業者等及び市民の活動に対する支援

第18条 市は、事業者等及び市民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

●苦情の申出への対応

第19条 市長は、事業者等又は市民から次に掲げる苦情の申出を受けた場合は、関係の機関及び団体と協力し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策についての苦情

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情

(3) 男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された旨の苦情

2 市長は、前項の苦情の申出を受けた場合、必要があると認めるときは、志木市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

●相談の申出への対応

第20条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、事業者等又は市民から相談の申出があった場合は、関係の機関及び団体と協力し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

●拠点施設の整備

第21条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに事業者等及び市民による男女共同参画の取組を支援するため、必要な拠点施設の整備に努めるものとする。

●公共施設等における環境の整備

第22条 市は、市が設置し、又は管理する公共施設等において、特に乳幼児を養育している男女の社会活動への参加を促進するために必要な設備の設置等、男女共同参画の推進に資する

ための環境の整備に配慮しなければならない。

●男女共同参画推進のための教育及び学習の支援

第23条 市は、教育のあらゆる場において男女共同参画に配慮した教育に努めるとともに、生涯にわたって多様な選択を可能にする学習の支援に努めなければならない。

●家庭生活等と職業生活の両立支援

第24条 市は、男女が共に家庭生活等及び職業生活とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護その他の必要な支援を行うものとする。

●男女共同参画推進月間

第25条 市は、事業者等及び市民の男女共同参画社会の実現に関する理解及び取組を推進するため、毎年6月を志木市男女共同参画推進月間とする。

2 市は、男女共同参画推進月間において、男女共同参画社会の実現に向けた行事を実施するものとする。

●調査研究

第26条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する要因についての調査研究を行うものとする。

●年次報告

第27条 市長は、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3章 志木市男女共同参画審議会

●設置

第28条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、志木市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

●所掌事務

第29条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 苦情の申立ての処理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項について、市長に意見を述べることができる。

●組織等

第30条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 事業者等の代表者

(3) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者

(4) 関係行政機関の職員

3 委員の数は、男女同数とする。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

●委任

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

●施行期日

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。ただし、第19条第2項、第3章及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。



KEY キーワード WORD

男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を「男女共同参画社会」といいます。

ドメスティック・バイオレンス

夫婦間や恋人などの親しい間柄での暴力のことをいい、「DV」と略されることもあります。身体的暴力のみならず、性的暴力や言葉による精神的暴力などもDVです。主に家庭内のことであるため、他人が介入しづらく被害が表面化しにくいという問題があります。かつては夫婦間のプライバシーの問題であるとの認識が強かったのですが、近年世界的な動きの中で女性に対する暴力根絶が社会問題と認識されるようになりました。

被害を受けた側が「自分にも悪いところがあるのでは」「自分さえ我慢すれば」と思い、誰にも相談しないことも問題を深刻化させています。「DVは、決して許されない人権侵害行為であり、犯罪なのです」。

積極的格差是正措置 (ポジティブ・アクション)

ポジティブ・アクションという言葉は、主にヨーロッパで用いられており、アメリカやオーストラリアでは、アファーマティブ・アクションという言葉が一般的に使われています。

これまで、雇用や政治、教育などさまざまな分野で不利な状況に置かれてきた人々に対して実質的な平等を保障するために社会的、制度的優遇措置をとることをいいます。方法としては、数や比率を定め強制的に割り当てるクォーター制や優先的に情報提供を行うことなどがあります。

国連は、女性差別撤廃条例において規定し、北京行動綱領ではその適用を奨励しています。

セクシュアル・ハラスメント

性的ないやがらせのことをいいます。職場に限らず学校や地域社会も含めあらゆる場面で問題となっています。ヌードポスターを掲示するなどの「環境型」や、地位や立場を利用して性的関係を求める「対価型」などがあります。

性と生殖に関する 健康と権利

身体に妊娠、出産時の固有の仕組みを有する女性が、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態にあること並びに妊娠、出産時等の意思決定に権利を持つことを指しており、今日の女性の人権の重要な一つとして認識されています。

§ 企画部 人権推進室 §

〒 353-8501 志木市中宗岡 1-1-1

TEL 048-473-1111 FAX 048-474-4384

E-mail jinken@city.shiki.lg.jp